

議案第 23 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

北本市都市計画税条例（昭和４６年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第１６項」を「附則第１５条第１５項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改める。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第３９項」に改める。

附則第１９項を附則第２０項とする。

附則第１８項中「第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」を「第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項、第４０項若しくは第４４項」に改め、同項を附則第１９項とする。

附則第１７項中「附則第７項及び第９項」を「附則第８項及び第１０項」に、「附則第７項及び第１０項」を「附則第８項及び第１１項」に、「第１０項及び第１１項」を「第９項、第１１項及び第１２項」に、「附則第１０項から第１２項まで」を「附則第１１項から第１３項まで」に、「附則第１２項の「農地」」を「附則第１３項の「農地」」に、「附則第１２項の「前年度分の」」を「同項の「前年度分の」」に、「附則第１３項から第１５項まで」を「附則第１４項から第１６項まで」に、「附則第１４項」を「附則第１５項」に改め、同項を附則第１８項とする。

附則第１６項の前の見出しを削り、同項を附則第１７項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第１５項を附則第１６項とし、附則第１４項を附則第１５項とす

る。

附則第 13 項の前の見出しを削り、同項を附則第 14 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項の前の見出しを削り、同項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」を加え、同項を附則第 8 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合）

6 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の北本市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。